

〔事案 29-36〕 既払込保険料返還請求

・平成 29 年 12 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の募集人の説明が不十分であり、積立部分が存在すると誤信して契約したことを理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 8 月に契約した生存給付保険について、契約時に募集人から、積立部分の保険料がないこと、および、特別保険料がかかることの説明がなかった等の理由により、既払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下のとおり、契約時の募集人の説明は十分であるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、同種別契約へ申し込んだ後、申込内容を変更し、本契約を申し込んでいるが、募集人は、同種別契約の申込みに際し、パンフレットおよび提案書を交付し、契約内容を説明している。
- (2) 募集人は、同種別契約から本契約への申込内容変更時にも、提案書、申込書、申込書変更承諾書について説明している。
- (3) 募集人は、特別保険料について、特別条件承諾書の作成時に説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の返還は認められないが、以下の事情および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約には積立部分が存在しなかったにもかかわらず、提案書には「積立部分の保険料 ● 円」が記載されている。この記載は、積立部分が存在するとの誤解を契約者に生じさせやすい表記である。さらに、申込書の下部に記載された保険料は、保険料合計額と特約保険料合計額が別に記載され、差額が「積立部分の保険料」であると誤解されかねない表記となっていた。
- (2) また、申込直前に作成された意向確認書で、「お客さまの意向・ニーズ」として「資金の積立（貯蓄）」が挙げられているが、本契約には積立部分が全く存在しない。
- (3) このような状況下では、募集人は申込前の説明時に、積立は存在せず、提案書で「積立部分」と表示されている金額は特別保険料であることを、申立人が誤解しないよう、とりわけ丁寧に説明する必要があったといえるが、事情聴取によれば、募集人が、書類上「積立部分」と表示されている部分が特別保険料であることを認識していたとは認めがたく、そもそも、提案書を使って説明した記憶はないとしている。また、募集人が提示し申立人に署名押印してもらった記憶があるとする「特別条件承諾書」にも、特別保険料が一見して

分かるようにはなっておらず、積立部分が存在しないことを申立人が理解するに十分な説明があったとは認められない。したがって、特別保険料に関する限りにおいて、募集人の説明義務違反があったと考えられる。